

DX 人材育成体制構築奨励金の申請について

就労環境の整備や多様な働き方の推進、労働者の学び直し（リスキリング）などを支援するため、市内事業所において、DX 人材の育成・能力開発をはじめとする、社内の人材育成体制の整備に取り組んだ事業者には奨励金を支給します。

1 対象要件

(1) 市内に本店及び事業所を有する中小事業者

中小事業者の定義は、下表の「資本金の額または出資額」と「常時使用する従業員数」のいずれかを満たす事業者を言います。※資本金を有しない法人形態（一般社団法人、社会福祉法人、医療法人等）の場合は、常時使用する従業員の数で判断します。

業種	資本金の額または出資額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下
⑤その他の業種 (①～④を除く)	3 億円以下	300 人以下

(2) 申請期間内に、新たに「事業内職業能力開発計画」を作成し、従業員に周知すること

「事業内職業能力開発計画」とは、雇用する労働者の職業能力の開発及び向上を段階的かつ体系的に行うために作成するもので、事業主の努力義務となっています。

計画作成にあたっては、平塚市が実施する[外部専門家（平塚市 IT コーディネータ）](#)が伴走支援しますので、ぜひご活用ください。

(3) DXを推進する人材の能力開発及び向上につながる計画であること

作成する計画には、必ず DX 人材の育成に関する内容が記載されている必要があります。

(4) 平塚市 IT コーディネータにより、計画の妥当性について確認がされていること

奨励金申請にあたっては、作成した計画の妥当性について平塚市 IT コーディネータによる事前確認を受ける必要があります。伴走支援を受けた場合、自社で作成した場合、いずれにおいても必要になりますので、申請前に必ず IT コーディネータ派遣を受けてください。

2 申請期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)【当日消印有効】

注：申請は1事業者につき1回限り。予算の範囲を超えた場合は、期間内に受付を終了することがあります。

3 奨励金額

1 事業者につき 10 万円

4 申請の流れ

【IT コーディネータ派遣を受ける場合】

事業者	IT コーディネータ派遣申請書の提出	令和 8 年 4 月 1 日（水）～
市	日程調整、派遣	
事業者	IT コーディネータと面談し計画作成	1 回 2 時間、4 回まで無料
事業者	必要書類を揃えて奨励金申請 (書類は市ウェブからダウンロード)	～令和 9 年 3 月 31 日（水）当日消印有効 ※原則、郵送での提出に限る
市	審査、交付決定	
事業者	請求書を提出	

※作成段階の IT コーディネータによる伴走支援を受けない場合（自社で作成する場合）は、計画作成後に IT コーディネータ派遣申請書を提出し、計画の事前確認のみ受けてください。

「6 提出書類」の書類を提出後、市が内容を審査します。（審査期間は概ね 2 週間程度）

書類審査後、交付決定通知書を送付しますので、請求書をご提出ください。（請求書の提出から振り込みまで、概ね 1 ヶ月程度です）

5 申請書類の提出先

平塚市 産業振興課まで郵送で提出してください。

注：書類に不足や不備がある場合は、原則返送いたします。内容に不備等がないことが確認できた時点で申請書の正式受領となります。また、申請書の受領後、交付決定まで 2 週間程度かかります。

（宛先）〒254-8686

平塚市浅間町 9-1 平塚市産業振興課 DX 人材育成体制構築奨励金 担当 宛

6 提出書類

申請書の様式は平塚市ホームページから取得してください。



- (1) (第1号様式)平塚市DX人材育成体制構築奨励金交付申請書
(第2号様式)事業者情報調書
(第3号様式)平塚市DX人材育成体制構築奨励金誓約書
(第4号様式)事業内職業能力開発計画確認申請書兼報告書

(2) 事業内職業能力開発計画

(3) 法人は履歴事項全部証明書、個人事業主は所得税確定申告書の写し【コピー可】

(4) 申請日から3ヶ月以内に発行された市税完納証明書【コピー可】

平塚市 固定資産税課（平塚市役所本館 2 階 214 番窓口）にて取得してください。

注：医療法人等で法人税が非課税となり、市税の課税が無い場合は、納税額 0 円の納税証明書（その 1）または（その 2）を提出してください。（税務署から取得してください。）

※その他必要な書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

7 注意事項

- (1) 政治活動及び宗教活動を主たる事業者、性風俗関連特殊営業事業者、必要な許認可等を取得していない事業者等は交付対象外となります。
- (2) 本事業に関する書類は、令和 9 年 4 月 1 日から 5 年間保存してください。
- (3) 奨励金の交付を受けた事業者は、企業名、代表者名等を公表する場合があります。
- (4) 申請内容の確認のため、予告なく現地調査を行うことがあります。調査の結果、申請内容に不正が認められる場合は、奨励金の返還のほか、必要な措置を講じます。
- (5) 奨励金の効果等を把握するため、アンケート調査を行う場合があります。また、ご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人及び個社を特定できない形で公表する可能性があります。
- (6) 奨励金の利用にあたって収集した企業名、代表者名、住所については、今後本市の関連施策の周知等にて活用させていただくことがあります。
- (7) 奨励金の交付を受けられた対象者に対し、市内事業者にとって本事業が更に効果的なものとなるよう、企業訪問を行うことがあります。
- (8) 本事業は、平塚市 D X 人材育成体制構築奨励金交付要綱の定めるところに従って実施されます。

8 問い合わせ先

平塚市 産業振興課 企業支援・労政担当

電話：0463-21-9758（平日 8 時 30 分から 17 時まで）

メール：sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp